

青森県報

第三千九百八十三号

平成二十七年
四月十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定道路の区域の変更……………(道 路 課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……三
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(西北地域
民 局) ……三
- 公 告……………
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情 報
シ ス テ ム 課) ……四
- 出先機関……………
- 土地改良事業の工事の完了……………(上北地域
民 局) ……四
- 公安委員会……………
- 指定講習機関の一部休止……………(運 転 免 許 課) ……四

告

示

青森県告示第二百七十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定

により公示する。

平成二十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
田名部整形外科	八戸市石堂二丁目五の二五	平成 二七・一・五
石川訪問看護ステーションやすらぎ	弘前市大字石川字大仏下二五の一	"
やぎはし腎・泌尿器科医院	弘前市大字笹森町三九の一	二七・一・七
花田医院	平川市尾上栄松一八六	"
訪問看護ステーション高館山	弘前市大字五代字沼田一三の五	"
成田眼科クリニック	弘前市大字森町九の一	二七・一・九
訪問看護ステーションむつ	むつ市緑町一六の一八	二七・二・一
佐藤内科医院	弘前市大字覚仙町一五の一	二七・二・四
南類家整形外科クリニック	八戸市南類家四丁目二の三〇	二七・二・五
医療法人青仁会青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	二七・二・六
青森県立あすなろ療育福祉センター診療部	青森市大字石江字江渡一〇一	二七・二・七
すとつmriクリニック	五所川原市大字姥范字船橋二四六の一	二七・三・一
ミツワ薬局代官町	弘前市大字代官町八六の一	"
クオール薬局津軽川部店	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一三〇の一四	"
ハッピー調剤薬局広田店	五所川原市大字姥范字船橋二四二の六	二七・三・二

代官町クリニック吉田眼科	弘前市大字代官町一〇八	二七・三・五
植田町薬局	弘前市大字植田町一五の二	二七・三・九

青森県告示第二百七十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十七年四月十五日

青森県知事 三村 申 吾

区指定医の氏名	名称	所在地	診療科目	指定期間
八木橋 勇	やぎはし腎・泌尿器科 弘前市大字笹森町三九の一	泌尿器科、内科	平成二七・一・七	
橘 正人	医療法人弘愛会 弘前市大字宮川三丁目一の四	外科	二七・二・九	
佐藤 博彦	佐藤内科 弘前市大字覚仙町一五の一	内科	二七・二・四	
河津 俊太	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労働病棟 弘前市大字白銀町字南ケ丘一	消化器内科	二七・二・五	
栗崎 和之	南類家整形外科クリニック 八戸市南類家四丁目二の三〇	整形外科	"	
花田 直之	花田医院 平川市尾上栄松二八六	内科、消化器内科	"	

岡村 良久	青森県立あすなろ療育福祉センター 弘前市大字石江字江渡一〇一	整形外科	二七・二・七
福田 陽	青森県立あすなろ療育福祉センター 青森市大字石江字江渡一〇一	整形外科	"
佐々木 洸	三戸町国民健康保険三戸中央病院 三戸市三戸町大字川守田字沖中九の一	総合診療科	二七・三・二
悦田名部 誠	田名部整形外科 八戸市石堂一丁目五の二五	整形外科、リウマチ科	二七・三・五
星野 恵治	つがる西北五広域連合 西津軽郡鰺ヶ沢町舞戸字蒲生一〇六の一	外科	"
三須 直子	協立クリニックス 青森市東大野二丁目二の二	内科	二七・三・九
東山 明弘	三戸町国民健康保険三戸中央病院 三戸市三戸町大字川守田字沖中九の一	内科	二七・三・一〇
大谷 啓介	三戸町国民健康保険三戸中央病院 三戸市三戸町大字川守田字沖中九の一	総合診療科	二七・三・二
本間 猛美	医療法人弘愛会 弘前市大字宮川三丁目一の四	外科	二七・三・四

青森県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年五月十四日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十五日

青森県知事 三村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間			変更 前後別の	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
1	国 道	三三二九号	北津軽郡中泊町大字小泊字築上一六〇の二から 北津軽郡中泊町大字小泊字築上一三二の一まで			前 二・八〇メートルから 一六・五〇メートルまで	敷地の幅員	敷地の延長	
2	県 道	松代町陸奥 赤石停車場 線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原二九の二から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原一五の四まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原二九の二から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原一三の四まで	後 二・五〇メートルから 二六・三〇メートルまで	敷地の幅員	敷地の延長		

青森県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年五月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道松代町陸奥赤石停車場線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原一三の七から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原一三の四まで	平成二七・四・一五

青森県告示二百七十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調査の縦覧
加入区 名 称 発起人の住所及び氏名 深浦 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三〇の三 山 本 幸 宏 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一八の二 中 川 善 文 西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎四八の一 佐 藤 一 文	期 間 平成二十七年四月十五日から同月二十九日まで 場 所 深浦漁業協同組合

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワーク機器等更改に伴う設定構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年十二月十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北
宮城県仙台市青葉区一丁目九の一
- 六 契約金額
三千六百七十二万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十七年四月十五日

上北地域県民局長 山 田 裕

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
林区代平揚水機場	水利施設整備事業	平成二六・二六
南川原	ため池等整備事業（用排水施設整備）	二七・三〇

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の十の規定により、指定講習機関五所川原モータースクールの特定講習の一部の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定により公示する。

平成二十七年四月十五日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

- 一 休止しようとする特定講習の種類
普通二輪車、原動機付自転車に係る初心運転者講習
- 二 休止しようとする期間
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭